

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案  
 に対する意見結果とそれに対する県の考え方

【募集期間】令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時00分まで

【募集結果】4名10件

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
1	全般	勧告以外の啓発・研修・相談活動については「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」に基づき可能な施策であり、勧告といった規制は不要であると考えており、本条例を制定する必要はないと考える。	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、この者自身が自発的に誹謗中傷等を止めるように促しますが、このことに従わない場合には、誹謗中傷等を止めるよう強く求めていく必要があると考えています。
2	全般	誹謗中傷を受けた方にとっては、誹謗中傷を削除することもさることながら、誹謗中傷の被害からの回復をするための支援を必要としていると思うが、骨子案には誹謗中傷を受けた人への支援が触れられていない。	新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、誹謗中傷等を止めるように促すことや、誹謗中傷等を受けた方への相談に応じることが、誹謗中傷等を受けた人に対する支援と考えています。
3	全般	個別案件ごとに条例を制定することにより、それぞれの条例間の齟齬や矛盾等が発生するおそれがあると考えます。	条例の検討にあたっては、立法事実を踏まえ、必要な取組を考えるため、御意見のようなことはありません。
4	全般	差別のない社会の実現を目指すためには、罰則規定を設けた条例を検討すべきである。	誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないように諭し、誹謗中傷等を止めるように促すことにより、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指しています。
5	誹謗中傷等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨子案では、どのようなものが誹謗中傷にあたるのかが示されていない。</li> <li>「一般的に」や「常識的に」といった曖昧な定義では、条例の恣意的な運用につながりかねず、表現の自由や思想信条の自由を妨げかねないのではないかと危惧する。</li> </ul>	誹謗中傷とは、公職選挙法等の法令で規定する誹謗中傷であり、御意見のようなことはありません。

番号	該当項目	御意見の要旨	県の考え方
6	誹謗中傷等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に感染された人に対する誹謗中傷が対象となっているが、インターネット上には、感染を抑止する行動をとるよう呼びかける人に対する誹謗中傷も存在する。</li> <li>・このような誹謗中傷をする人達を行政が支持しているかのような印象を与えてしまうのではないかと危惧する。</li> </ul>	<p>本条例案は、誹謗中傷等を禁止することにより、誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的としており、御意見のようなことはありません。</p>
7	誹謗中傷等への取組	<p>勧告は、上から押さえつけることにより、誹謗中傷をなくそうとする姿勢であり、県民が一致団結してコロナに立ち向かうという方向と反するように感じる。</p>	<p>県、県民及び事業者等が相互に連携を図りながら、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすことを考えています。 また、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行った者への対応については、1番を御参照ください。</p>
8	誹謗中傷等への取組	<p>目の前で暴言を吐かれたなど相手ははっきりしている場合はともかく、インターネットへの書き込みの場合、相手を特定するのは簡単ではないと思うのだが、県は、誹謗中傷した相手をどのようにして特定することを考えているのか。</p>	<p>誹謗中傷等を書き込まれた本人が、誹謗中傷等を行った者を特定するため、無料の法律相談を紹介するなどの支援を行います。そのうえで、誹謗中傷等を行った者を特定した情報の提供を受け、特定することを考えています。</p>
9	誹謗中傷等への取組	<p>誹謗中傷等を行った者に対して、勧告だけではなく、内容の公表や刑事罰の規定を設けるべきである。</p>	<p>4番を参照願います。</p>
10	その他（県民意見募集の手続き）	<p>パブコメの意見募集に「意見は簡潔に」と記載されており、県は、意見に対して真摯に耳を傾けようという意思がないのではないのか。</p>	<p>県民が提出した意見の内容と異なる意味で捉えてはいけなことから、「意見は簡潔かつ明瞭に」と記載したものであり、御意見のようなことはありません。</p>